

令和7年(行ウ)第91号 未成年者選挙運動禁止規定違憲確認等請求事件

原告 竹島一心ほか3名

被告 国


証拠説明書(2)

令和8年1月30日


東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

富 网 

小 西 俊 

山 城 道 子 

原 田 直 也 

中 島 圭 一 

高 橋 花 帆 

略語は準備書面等の例による。

号 証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙38	公職選挙法 (三浦義男)	写し	S25. 4. 30 昭和22年改正衆議院議員選挙法96条等において未成年者保護の観点が重視されていたこと、及びその内容を改正した公職選挙法137条の趣旨
乙39	「表現の自由と公職選挙法」 京都大学教養部編 「人文」第25集 (川口是)	写し	S54. 3. 31 学校に籍をおく未成年者を選挙運動に利用することには、教育者に限らず一定の枠がはめられていたが、公選法の成立によって、それが大きくはずされてしまったため、未成年者利用の問題があらためて浮びあがり、本件各規定が新設されるに至ったことなど
乙40 の1	選挙 昭和26年 10月号(第4巻 10号) (全国選挙管理委員会・都道府県選挙管理委員会連合会)	写し	S26. 10. 1 昭和26年選挙制度調査会が示した「衆議院議員選挙制度改革要綱」において、未成年者の選挙運動を大きく制限する意見が示されたことなど
乙40	同上	写し	同上 昭和26年地方選挙の際、高校

の2				<p>生等の未成年者がアルバイトなどで大量に動員され、メガホンを持ち、立候補者名を連呼するという選挙運動を行っていたこと</p> <p>その様子を実地で観察した選挙管理委員会の委員長が、運動員が限りなく使用された場合、選挙費用が多く必要となり、結局、金持ちでなければ、立候補できないということになりかねず、選挙の根本に関する重大な問題であるとの認識を示したこと</p>
乙40 の3	同上	写し	同上	<p>昭和26年地方選挙を実地で観察した選挙管理委員会の職員が、同選挙の問題として「運動員の資格や数に制限がない為金権のある者は無制限に運動員を動員したこと。」を挙げ、「運動員の資格(年少者)及び数を制限する必要がある。」との改正意見を示したこと</p>
乙41	選挙制度調査会 (第三委員会)議事 速記録 (選挙制度調査会)	写し	S26.8	<p>昭和26年地方選挙において、学童をメガホン隊として使用する事例が多く見られたこと</p> <p>選挙制度調査会では、未成年者</p>

				を選挙運動に使用することは禁止すべきとの意見について、異論が出されなかったこと
乙42	選挙 昭和27年 7月号(第5巻第 7号) (全国選挙管理委 員会・都道府県選 挙管理委員会連合 会)	写し	S27. 7. 1	未成年者の選挙運動として、アルバイトとしての連呼行為に加えて、未成年者を演壇に立たせたり、自動車に乗せたりして投票を呼びかける選挙運動が、広く行われていたこと 昭和27年改正について、未成年者による選挙運動の禁止を肯定する論評がされたこと
乙43 の1	選挙 昭和27年 6月号(第5巻第 6号) (全国選挙管理委 員会・都道府県選 挙管理委員会連合 会)	写し	S27. 6. 1	昭和27年改正の際に出された論評には、未成年者を使用した選挙運動を制限することについて、「選挙権のない青、少年を選挙運動に使用することはおかしなことであって、たとえ連呼行為のような単純なものでも禁止するのが当然である。」との意見がみられたことなど
乙43 の2	同上	写し	同上	昭和27年改正に係る小委員会の議論では、未成年者について、「自分自身選挙運動をすることができないのみならず、この様

				な未成年者を使用して選挙運動をすることはできない」との規制を設けることが合意されていたこと
乙44	選挙 昭和26年 8月号(第4巻第 8号) (全国選挙管理委 員会・都道府県選 挙管理委員会連合 会)	写し	S26. 8. 1	昭和27年改正に関し、都道府 県選挙管理委員会連合会が示し た公選法改正意見には「未成年者 の選挙運動を禁止すること」が明 記されていることなど
乙45	選挙 昭和26年 9月号(第4巻第 9号) (全国選挙管理委 員会・都道府県選 挙管理委員会連合 会)	写し	S26. 9. 1	昭和26年8月17日に決定 された「衆議院議員選挙制度改 正要綱」の内容
乙46	改正公職選挙法詳 解 (吉岡恵一ほか)	写し	S27. 9. 1	昭和27年改正は、昭和26年 地方選挙で未成年者を利用した 人海戦術等が広く見られたこと などの実情を踏まえて、特に選挙 運動の自由と公正をいかにして 確保するかという観点から、「品 位を保持し、かつ金のかからない

				選挙を実現しよう」という立場に基づいて行われたものであり、未成年者による選挙運動の禁止は、その一環として、選挙運動の公正を図るために設けられたものであったこと
乙47	選挙 昭和26年 7月号(第4巻第 7号) (全国選挙管理委 員会・都道府県選 挙管理委員会連合 会)	写し	S26.7.1	仙台市における昭和26年地方選挙では、動員された労務者的選挙運動員の大多数が自発的に動いていたこと、及び組織的な支援が得られない候補者は、大量の運動員を動員することが困難であったことなど
乙48	選挙法百年史 (自治省選挙部編)	写し	H2.9.25	昭和25年に制定された公選法では、各公職の選挙に応じて選挙運動に関する支出の金額に制限を設け(法定選挙費用)、当該費用を超えて支出をした場合にはその公職の立候補者の当選を無効とすることとされたこと
乙49	選挙年鑑(昭和2 8年1月) (自治省選挙部)	写し	S28.1	選挙運動費用に対する法的規制は、従来の実績に照らし極めて実効性に乏しく、これのみで公明な選挙が実現するのを期待することはできないとして、公明選挙

				運動が展開されたこと
乙50	憲法訴訟の現代的 転回—憲法的論証 を求めて (駒村圭吾)	写し	H25. 9. 30	選挙運動が「選挙制度の仕組みの一部を成すもの」であることを明示した最高裁平成11年判決によって、選挙運動は「自由の問題」ではなく、選挙「制度の仕組み」に組み込まれたこと
乙51	「憲法上の権利」 の作法(第3版) (小山剛)	写し	H29. 9. 15	選挙運動の自由を表現の自由の問題の制限として考えた場合、合憲であることが確立している戸別訪問禁止や事前運動の禁止などといった、公選法上の制限・禁止の多くは違憲となることを挙げて、選挙運動の規制は、ルールの問題だと考えた方がよいとの見解が示されていること